



令和3年度

労働安全衛生法に基づく

各種技能講習等案内

※申込方法については「受講手続きについて」をご覧ください。

	種類	令和3年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和4年 1月	2月	3月
作業主任者技能講習	足場の組立て等	5(月)~ 6(火)		2(水)~ 3(木)		5(木)~ 6(金)		5(火)~ 6(水)		14(火)~ 15(水)		15(水)~ 16(木)	
	●地山の掘削及び 土止め支保工			14(月)~ 16(水)			28(火)~ 30(木)			8(水)~ 10(金)			9(水)~ 11(金)
	型枠支保工の 組立て等						14(火)~ 15(水)						1(火)~ 2(水)
	建築物の鉄骨の 組立て等				20(火)~ 21(水)					21(火)~ 22(水)			
	木造建築物の 組立て等				15(木)~ 16(金)								9(水)~ 10(木)
	●石綿	22(木)~ 23(金)					19(木)~ 20(金)			11(木)~ 12(金)	11(土)~ 12(日)		15(火)~ 16(水)
	●特定化学物質及び 四アルキル鉛等		11(火)~ 12(水)		13(火)~ 14(水)		2(木)~ 3(金)	26(火)~ 27(水)				27(木)~ 28(金)	24(木)~ 25(金)
技能講習	●車両系建設機械 (整地等)運転							13(水)~ 15(金)					
	●高所作業車運転			24(木)~ 25(金)			16(木)~ 17(金)			2(木)~ 3(金)			3(木)~ 4(金)
	●小型移動式 クレーン運転			8(火)~ 10(木)			7(火)~ 9(木)					1(火)~ 3(木)	
	●玉掛け	14(水)~ 16(金)			7(水)~ 9(金)			19(火)~ 21(木)			12(水)~ 14(金)		
特別教育	●足場の組立て等 特別教育(6時間)	9(金)			2(金)		13(月)		30(火)			8(火)	
	●小型車両系建設機械 運転特別教育			17(木)~ 18(金)								17(木)~ 18(金)	
	●7/11-7型安全帯使用 作業特別教育(6H)	2(金)		4(金)		24(火)		1(金)		7(火)		22(火)	
その他の教育	職長・安全衛生 責任者教育		26(水)~ 27(木)		28(水)~ 29(木)		21(火)~ 22(水)		9(火)~ 10(水)		19(水)~ 20(木)		7(月)~ 8(火)
	職長・安全衛生責任者 能力向上教育				30(金)					17(金)			
	●足場の組立て等作業 主任者能力向上教育			29(火)					2(火)				
	●施工管理者等のため の足場点検実務者研修			22(火)				28(木)					
	振動工具取扱い 作業従事者教育								5(金)				
	●熱中症予防指導員 ・管理者研修			23(水)	6(火)	4(水)							
大臣告示に 基づく教育	建築物石綿含有建材 調査者講習(一般)								24(水)~ 25(木)	18(土)~ 19(日)	25(火)~ 26(水)		

※●印がついている講習、教育はCPDS(継続学習制度)登録手続きを致しました。

- ・開催日や講習会場の変更、又は開催を中止することがありますのでご了承下さい。
- ・開始時間については各講習・教育ごとに異なりますので、受講申込の際にご案内致します。
(講習当日の受付は講習開始15分前までをお願い致します。)
- ・遅刻した場合には受講する事が出来ませんので、ご注意下さい。
- ・申込受付後の受講日の変更・取消しはできません。(受講者の変更は可能です。)
また、一旦、お支払・ご入金された受講費用は返金致しません。

※記載のない講習や委託講習(30名様以上)については当支部までご連絡下さい。

群馬労働局長登録教習機関

建設業労働災害防止協会群馬県支部

〒371-0846

前橋市元総社町二丁目5番地3

TEL: 027-252-1669 FAX: 027-253-1776

URL <http://www.kensaibou-gunma.ne.jp>

E-mail info@kensaibou-gunma.ne.jp



建災防群馬県支部

検索



－ 受講手続きについて －

受付場所 建設業労働災害防止協会群馬県支部
所在地 〒371-0846 前橋市元総社町二丁目5-3 (群馬建設会館1階)
Tel (027)252-1669 Fax (027)253-1776
受付時間 月曜日～金曜日(祝日は除く) 8:30～17:00

申込書はホームページよりダウンロードできます。



【必要な書類】 ※書類不備の場合は受付出来ません。

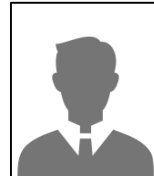
① 申込書

必要事項を記入。事業主証明は、代表者印の押し忘れにご注意下さい。

※必要事項の訂正について 修正液、修正テープでの訂正はしないで下さい。

訂正箇所に応じて、個人印(認印可)又は代表者印を押印して下さい。

<写真例>



② 証明写真 2枚 (縦 3.0cm × 横 2.4cm)

- ・カラーコピーは不可。 ・余白が十分にあるもの。
- ・上三分身、帽子及びサングラス不可、背景無地で6ヶ月以内に撮影したもの。

③ 本人確認書類 氏名・生年月日を公的に証明する書類(下記のいずれか)

- ・自動車運転免許証(写) ・住民票(写し可:マイナンバーの記載のないもの) ・健康保険証(写)
- ・登録教習機関発行の各種技能講習修了証等(写) ・官公庁発行の各種免許等(写)
- ・外国籍の方は必ず在留カード(写)(有効期限内のもの)を添付して下さい。

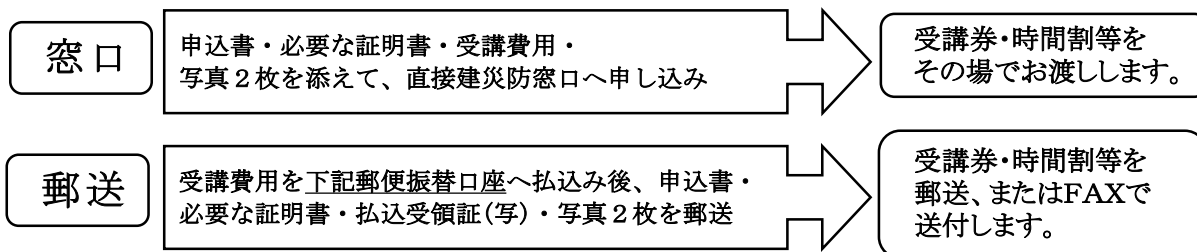
④ 各種添付証明書(※科目免除がある場合等必要に応じて添付して下さい。)

- ・卒業証書及び卒業証明書、自動車運転免許証、各種技能講習及び特別教育修了証等の写し
- ・別紙「一人親方等経験の証明」

※作業経験の証明が必要な講習を法人以外の事業主(一人親方等)本人が受講する場合には、元請事業者、同僚等による第三者2名以上の証明が必要です。

【申込方法】

- ◎ 随時受付中、但し、締切は講習初日4日前(土日祝を除く)に申込書受付分までとします。
- ◎ 定員になり次第締切です。定員間近の場合、申込手続き前にご連絡下さい。
- ◎ 受付人数はホームページ(講習一覧・申込書)で確認して下さい。
- ◎ 定員に達した場合は、次回の講習を受講して頂きます。



郵便局の窓口や備え付けにて「払込取扱票」に記入し、払込をお願いします。

郵便振替口座： **00540-7-13919**

加入者名： ケンセツギョウロウドウサイガイボウシキョウカイクンマケンシブ
建設業労働災害防止協会群馬県支部

通信欄： 受講する講習名及び講習日、会社名、受講者氏名、連絡先を必ず明記して下さい。

※払込手数料はご負担下さい。

<<各種受講費用・受講対象者一覧表>>

○作業主任者技能講習

講習名(区分等) 群馬労働局長登録番号 登録満了日	受講料	消費税	テキスト	受講費用	受講対象者
★ 足場の組立て等 第10号 令和6年3月30日	11,500	1,150	1,680	14,330	※満18才に達してからの作業従事期間が、次の①又は②に該当する者 ①足場の組立て等作業従事経験が3年以上ある者 ②大学、高等専門学校及び高等学校で土木、建築、造船に関する学科を卒業し、その後足場の組立て等作業を2年以上行った経験がある者 (※卒業証書の写し、又は卒業証明書を添付) ※平成27年7月1日以降に作業を始めた方は「足場の組立て等特別教育修了証」の写しを添付すること
● 地山の掘削及び ★ 土止め支保工 第149号 令和6年3月30日	14,500	1,450	2,620	18,570	※満18才に達してからの作業従事期間が、次の①又は②に該当する者 ①地山の掘削又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業従事経験が3年以上ある者 ②大学、高等専門学校及び高等学校で土木、建築又は農業土木に関する学科を卒業し、その後当該作業を2年以上行った経験がある者 (※卒業証書の写し、又は卒業証明書を添付)
★ 型枠支保工の組立て等 第11号 令和6年3月30日	11,500	1,150	1,990	14,640	※満18才以上で、次の①又は②に該当する者
★ 建築物等の鉄骨の組立て等 第103号 令和6年3月30日	11,500	1,150	1,880	14,530	①当該作業従事経験が3年以上ある者 ②大学、高等専門学校及び高等学校で土木、建築に関する学科を卒業し、その後当該作業を2年以上行った経験がある者 (※卒業証書の写し、又は卒業証明書を添付)
★ 木造建築物の組立て等 第74号 令和6年3月30日	11,500	1,150	1,570	14,220	①当該作業従事経験が3年以上ある者 ②大学、高等専門学校及び高等学校で土木、建築に関する学科を卒業し、その後当該作業を2年以上行った経験がある者 (※卒業証書の写し、又は卒業証明書を添付)
● 石綿 ★ 第148号 令和6年3月30日	10,500	1,050	1,760	13,310	①満18歳以上で、建設業に従事する者
● 特定化学物質及び 四アルキル鉛等	12,000	1,200	1,980	15,180	①満18歳以上で、建設業に従事する者

○技能講習

講習名(区分等) 群馬労働局長登録番号 登録満了日	受講料	消費税	テキスト	受講費用	受講対象者 満18歳以上で①～③のいずれかに該当する者
● 車両系建設機械(整地等)運転 《機体重量が3t以上》 ★ 第60号 令和6年3月30日	43,500	4,350	1,680	49,530	①不整地運搬車運転技能講習修了者 ②大型特殊自動車免許所有者 (※①～②修了証又は運転免許証の写しを添付) ③普通、準中型、中型、大型自動車免許所有者で小型車両系建設機械(整地等)又は不整地運搬車運転特別教育修了後3ヶ月以上同機械の運転経験がある者 (※③修了証と運転免許証の写しを添付)
● 高所作業車運転 《作業床の高さが 10m以上》 ★ 第92号 令和6年3月30日	A 41,500	4,150	1,880	47,530	①普通、準中型、中型、大型、大型特殊自動車免許所有者 (※①運転免許証の写しを添付) ②車両系建設機械(整地等)、同(解体用)、同(基礎工事用)フォークリフト、ショベルローダー等、不整地運搬車運転技能講習のいずれかを修了した者 (※②技能講習修了証の写しを添付)
	B 39,500	3,950	1,880	45,330	①移動式クレーン運転士免許所有者又は小型移動式クレーン運転技能講習修了者 (※①運転士免許証、技能講習修了証の写しを添付)
● 小型移動式クレーン運転 《つり上げ荷重が1t以上 5t未満》 ★ 第90号 令和6年3月30日	A 34,500	3,450	1,700	39,650	①満18歳以上の者
	B 32,500	3,250	1,700	37,450	①玉掛け技能講習修了者 (※①技能講習修了証の写しを添付)
● 玉掛け 《つり上げ荷重が 1t以上のクレーンでの 玉掛け作業》 ★ 第50号 令和6年3月30日	A 22,500	2,250	1,650	26,400	①玉掛けの補助作業の業務等に6ヶ月以上従事した経験を有する者
	B 21,500	2,150	1,650	25,300	①玉掛けの補助作業に6ヶ月以上従事し、クレーン・デリック運転士又は小型移動式クレーン運転技能講習修了者 (※①運転士免許証、技能講習修了証の写しを添付)

●印はC P D S(継続学習制度)対象の講習です。

★印は、人材開発支援助成金の対象です。(作業主任者、技能講習、指定の特別教育)

詳細は厚生労働省HP (<https://www.mhlw.go.jp/index.html>) または群馬労働局職業対策課へお問い合わせ下さい。

群馬労働局職業安定部職業対策課 (〒371-0854前橋市大渡町1-1-7 群馬県公社総合ビル9階 TEL027-210-5008)

《各種受講費用・受講対象者一覧表》

○特別教育・その他の教育

名 称	受講料	消費税	テキスト	受講費用	受 講 対 象 者
● 足場の組立て等特別教育 ☆ (6時間)	8,500	850	920	10,270	・満18歳以上の者
● 小型車両系建設機械 ☆ (整地等)運転特別教育	17,500	1,750	1,020	20,270	・満18歳以上の者
● フルハーネス型安全带使用 ☆ 作業特別教育(6時間)	9,000	900	810	10,710	・満18歳以上の者
職長・安全衛生責任者 教育	12,500	1,250	2,100	15,850	・職長及び安全衛生責任者に選任されて間もない者 又は選任される予定のある者
職長・安全衛生責任者 能力向上教育	9,500	950	970	11,420	・職長・安全衛生責任者教育修了後概ね5年を経過した者 (※修了証の写しを添付)
● 足場の組立て等作業主任者 能力向上教育	9,500	950	1,570	12,020	・平成21年6月の法改正以前に「足場の組立て等作業主任者技能講習」を修了した者(※修了証の写しを添付) ・足場の組立て等作業主任者技能講習を修了後概ね5年を経過した者(※修了証の写しを添付)
● 施工管理者等のための 足場点検実務者研修	6,500	650	1,570	8,720	・建設工事の施工管理の実務に従事した経験のある者 ・店社の安全衛生部門で足場の設置計画書の審査、工事現場のパトロール等の業務を担当している者
● 建設業等における熱中症 予防指導員・管理者研修	5,500	550	2,080	8,130	・衛生管理者、労働衛生コンサルタント、店社スタッフ、 施工管理者及び職長・安全衛生責任者等で熱中症予防の ための指導・教育を行う者
● 振動工具取扱い作業従事者 教育	7,000	700	1,250	8,950	・満18歳以上の者

○大臣告示に基づく教育

名 称	受講料	消費税	テキスト	受講費用	受 講 対 象 者
建築物石綿含有建材 調査者講習(一般)	38,000	3,800	4,630	46,430	①満18歳以上の者 ※受講申込書内、受講資格番号(2)～(11)
第1号 令和8年8月24日	36,000	3,600	4,630	44,230	①満18歳以上の者で、石綿作業主任者修了者 (※修了証の写しを添付)

■建築物石綿含有建材調査者講習(一般)

※建築物に使用されている石綿に起因して発生する健康被害及び健康障害を未然に防止するため、建築物に使用されている石綿含有建材等に関する調査を精密・正確に実施する専門家の育成が求められています。

一方で石綿含有建材が使用されている建築物の解体工事の増加が見込まれる状況を踏まえると、今後、正確かつ精度の高い調査の実施者を増やしていくことが大きな課題となっています。

本講習は、厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号に基づき、精度の高い石綿調査を行い、その調査結果を飛散防止のために有効活用することを目的としています。

■特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習

※労働安全衛生法第14条の規定に基づき事業者は、特定化学物質及び四アルキル鉛等を製造し、又は取扱作業を労働者に行わせる場合には、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちから特定化学物質作業主任者、又は四アルキル鉛等作業主任者を選任して作業指揮、その他規則で定められた職務を行わせなければなりません。

また、令和2年4月22日に厚生労働省から「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行等について」が公布及び告示され、令和3年4月1日から施行されることとなりました。内容として、金属アーク溶接等で発生する「溶接ヒューム」はこれまで「粉じん」として健康障害防止対策を講じてきましたが、溶接ヒュームに含まれる化学物質について労働者への健康障害のリスクが高いと認められたことから、粉じん対策に加え、特定化学物質に追加し、ばく露防止措置などの必要な対策を講じるため、アーク溶接等作業を現場で指揮する者は「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」修了者の中から特定化学物質作業主任者を選任することが義務付けられました。

■職長・安全衛生責任者能力向上教育

※「職長」は、建設現場で働く作業員の安全衛生を確保するキーパーソンです。建設業における労働災害防止対策を推進する上で、職長の果たす役割が大きいことから、労働安全衛生法では「職長教育」の義務付け、行政通達では安全衛生教育の更なる推進、優良な職長に対する顕彰の実施など、厚生労働省では重点としています。

平成29年2月20日に厚生労働省から「建設業における職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育について(基発第0220第4号)」通達が発出され、職長・安全衛生責任者に対する能力向上教育の具体的なカリキュラム等が示されました。

※安全優良職長厚生労働大臣顕彰の顕彰基準となっております。